

参議院運輸委員會會議録第十一号

平成八年五月十六日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月十五日

辞任

中尾 則幸君

補欠選任

末広真樹子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

寺崎 昭久君

鹿熊 安正君

河本 三郎君

鴻池 祥肇君

横尾 和伸君

亀谷 博昭君

鈴木 政二君

二木 秀夫君

松浦 孝治君

泉 信也君

戸田 邦司君

平井 卓志君

瀬谷 英行君

筆坂 秀世君

末広真樹子君

栗原 君子君

国務大臣

運輸大臣

政府委員

運輸大臣官房総務審議官

運輸省自動車交通局長

亀井 善之君

相原 力君

山下 邦勝君

事務局側

常任委員会専門員

志村 昌俊君

本日の会議に付した案件

○自動車ターミナル法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(寺崎昭久君) ただいまから運輸委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨十五日、中尾則幸君が委員を辞任され、その補欠として末広真樹子君が選任されました。

○委員長(寺崎昭久君) 自動車ターミナル法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。亀井運輸大臣。

○国務大臣(亀井善之君) ただいま議題となりました自動車ターミナル法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

自動車ターミナル法は、昭和三十四年に制定されて以来、自動車運送事業の発展を支える基盤施設として自動車ターミナルの整備を促進し、自動車輸送網の健全な拡大、発展に大きく寄与してきたところであります。

しかしながら、近年、自動車運送事業の輸送網の中心において、需要に見合った自動車ターミナルの設置に必要な用地を確保することが困難になつてきております。一方、高速バスや空港アクセスバスの充実等バス輸送の多様化が進展し、また、物流につきましても連絡運輸、共同運行等の輸送の効率化の動きが活発化してきており、これに伴い自動車ターミナルの施設に求められるニーズも多様化しております。また、都市内における

道路交通混雑も深刻化し、事業用自動車の停留場所を道路外に集約化する自動車ターミナルの役割に対する新たな期待も高まってきたところでありあります。

このような状況の変化を踏まえまして、自動車ターミナル事業を免許制から許可制とすることにより事業への参入を容易にするとともに、施設の変更、使用料金の変更等の事業運営上の手続を簡素化することにより、自動車ターミナル事業者による多様なサービスの提供を促進するため、この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、自動車ターミナル事業の参入規制を免許制から許可制とし、安全性を含めた自動車ターミナルに求められる機能を確保する観点から定められた一定の基準に適合していれば参入を認めることとし、自動車ターミナルの位置が輸送網の中心であるか否か、規模が当該地区の輸送量に対して適切なものであるか否か等についての審査を廃止することとしております。

第二に、自動車ターミナル事業の事業運営上の規制につきましまして、工事施行の認可を廃止し、使用料金の設定または変更について認可制から届け出制とする等簡素化することとしております。

第三に、自動車運送事業者がみずからの事業のために設置する専用自動車ターミナルにつきましても規制を簡素化する等所要の改正を行うこととしております。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(寺崎昭久君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

す。
本日はこれにて散会いたします。
午前十四時四分散会

五月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、利用しやすい安全なタクシーの実現等に関する請願(第二二六四号)(第二二六五号)(第二二六六号)(第二二六七号)(第二二六八号)(第二二六九号)(第二二七〇号)(第二二七一号)(第二二七二号)(第二二七三号)(第二二七四号)(第二二七五号)(第二二七六号)(第二二七七号)

一、ハイヤー・タクシーの健全な発展のための適切な事業規制に関する請願(第二二九四号)

第二二六四号 平成八年四月二十六日受理
利用しやすい安全なタクシーの実現等に関する請願

請願者 埼玉県大宮市日進町二ノ七〇ノ三 田中敏勝 外四十九名

紹介議員 阿部 幸代君

平成七年三月の東京・横浜地区を始め、各地で行われているタクシー運賃の改定は、いずれも運転者の労働条件改善のためと公約して認可されたものであるが、労働条件の改善を確実に履行しない事業者が依然として多数存在している。ついては、次の措置を採られたい。

一、運賃改定実施後の改善状況の到達点を明らかにし、次のことを併せて行うこと。
1 物価安定政策会議特別部会に対して確約(公約)した「賃下げなしの短、社会的水準の労働条件への改善に向けた減(休)車促進」の厳正かつ実効ある措置を直ちに実施すること。

2 公約違反の事業者の名称を直ちに公表すること。同時にその指導徹底のため、今後どのような行政手段で責任を遂行するのかを明らかにすること。 3 運賃改定の公約履行の担保には、いわゆる「91担保方式」が極めて実効性の高い手法であるが、今後他に代わるものがあれば明らかにすること。 4 公正競争を期するため、法人事業者に対する現行事業免許の在り方を見直し、一定期間ごとに事業者の適格性を問う、例えば「期限付免許」(関係法規や諸通達を守らない事業者の免許取消しを含む)などの制度新設を検討すること。 二、MK関係を始めとする運賃の弾力化(運賃値下げ・合理性のない割引運賃申請など)は、輸送秩序の混乱から安全輸送を阻害し、労働条件及びサービスの悪化を招くこととタクシ事業の健全な発展を阻むことにつながるため認めないこと。 三、利用しやすい安全なタクシを旨とする次の方針を実現すること。 1 優先通行権を確立・拡充すること。 2 同一地域・同一運賃の原則を基本とする運賃認可制を維持するとともに、料金制度は運転者・利用者・事業者の合意でできる制度の導入を図ること。 3 心身障害者・老人など「交通弱者」のタクシ利用については、運賃割引制度の拡充や助成・補助などを図ること。また、スムーズな心身障害者の輸送、安全性と快適性への度合いを加味した専用車両の開発を行うこと。 4 プロドライバーの資質向上と労働力確保のため、タクシ免許を新設し、社会的水準の労働条件の確立を図ること。また、タクシ労働者の食堂、トイレ、休憩所など福利厚生施設を完備すること。さらに、労働者保護と安全輸送を保障するため、賃金、労働時	間における最低労働条件の法制化を図ること。 5 輸送秩序と公正競争確保のため、タクシ事業免許の制度を維持すること。増車に際しては関係労働者・組合との事前合意と労働条件改善・脱法行為へのチェックを前提とすること。また、実効性ある減車勧告の強化を図ること。経営の効率化、労働条件改善のため、事業の共同・協業化促進の法的措置を講ずること。 6 利用者・住民、事業者、タクシ労働者の声が反映される民主的な委員会を設け、科学的な調査体制を確立させて、需給調整、運賃など重要事項の決定権を与えるようなシステム化を図り、行政体制の民主化、透明化を促進すること。 四、労働条件改善の趣旨で認可、実施された各地のタクシ運賃改定について、次のことを行うこと。 1 平成七年二月二十一日付け基賃発第一号通達で報告を求めた労働条件改善内容の結果を明らかにするとともに、労働条件改善を行っていない事業者に対しては事業者名の公表など厳しく指導すること。 2 今後、同様の趣旨でタクシ運賃改定が行われる地方については、既に運賃改定が実施された地方での改善実施・未実施状況を踏まえ、確実な実施が保障される、より強力な指導を行うこと。 五、平成九年四月一日より実施される週四十時間労働制について、次のことを行うこと。 賃下げなしの労働時間短縮が例外なく、確実に実施されるよう、運輸省始め関係省庁とも連携を密にして必要な事前措置を怠りなく進めること。 六、中央労働基準審議会自動車問題小委員会で審議されている改善基準告示の改正について次のタクシ運転者の拘束時間は、隔日勤務の場合	合月二百二十八時間以内、隔日勤務以外の場合月二百三十八時間以内とすること。また、年間変形労働時間制の導入は行わないこと。 第二二六五号 平成八年四月二十六日受理 利用しやすい安全なタクシの実現等に関する請願 請願者 東京都北区豊島五ノ五ノ九ノ三 八 沢口一信 外四十九名 紹介議員 有働 正治君 この請願の趣旨は、第二二六四号と同じである。 第二二六六号 平成八年四月二十六日受理 利用しやすい安全なタクシの実現等に関する請願 請願者 茨城県稲敷郡江戸崎町羽賀二三九 千葉清喜 外四十八名 紹介議員 上田耕一郎君 この請願の趣旨は、第二二六四号と同じである。 第二二六七号 平成八年四月二十六日受理 利用しやすい安全なタクシの実現等に関する請願 請願者 東京都練馬区大泉町五ノ四ノ三 須合正五 外四十八名 紹介議員 緒方 靖夫君 この請願の趣旨は、第二二六四号と同じである。 第二二六八号 平成八年四月二十六日受理 利用しやすい安全なタクシの実現等に関する請願 請願者 千葉県松戸市新松戸七ノ二二三 小澤文明 外四十九名 紹介議員 笠井 亮君 この請願の趣旨は、第二二六四号と同じである。 第二二六九号 平成八年四月二十六日受理 利用しやすい安全なタクシの実現等に関する請願	請願者 静岡県浜松市寺島町一八四 加藤 正俊 外四十八名 紹介議員 藤澤 弘君 この請願の趣旨は、第二二六四号と同じである。 第二二七〇号 平成八年四月二十六日受理 利用しやすい安全なタクシの実現等に関する請願 請願者 東京都練馬区中村北四ノ一五ノ一 五 大隈光 外四十九名 紹介議員 須藤美也子君 この請願の趣旨は、第二二六四号と同じである。 第二二七一号 平成八年四月二十六日受理 利用しやすい安全なタクシの実現等に関する請願 請願者 静岡県浜松市葵町二七六ノ四九九 小野芳昭 外四十九名 紹介議員 立木 洋君 この請願の趣旨は、第二二六四号と同じである。 第二二七二号 平成八年四月二十六日受理 利用しやすい安全なタクシの実現等に関する請願 請願者 神奈川県平塚市高村二六ノ二九ノ 二〇三 吉富正憲 外四十八名 紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第二二六四号と同じである。 第二二七三号 平成八年四月二十六日受理 利用しやすい安全なタクシの実現等に関する請願 請願者 静岡県小笠原郡菊川町西方一、五六 六ノ一〇 太田隆之 外四十九名 紹介議員 橋本 敦君 この請願の趣旨は、第二二六四号と同じである。 第二二七四号 平成八年四月二十六日受理 利用しやすい安全なタクシの実現等に関する請願
--	--	---	--

...

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十一条第

一項の認可を受けている使用料金は、新法第七
条の規定により届け出た使用料金とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第十
一条第一項の使用料金の認可の申請は、新法第
七条の規定によりした届出とみなす。

第五条 この法律の施行前に旧法第二十三条第一
項の規定によりされた申請に係る事業の休止又
は廃止については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際現に旧法第二十六
条の規定による検査に合格している専用バス
ミナル(構造又は設備の変更に係る旧法第二
十五条第二項の規定による届出(位置又は規模
の変更を伴うものを除く)をしているものを
含む)は、新法第十五条の確認を受けたものと
みなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第二
十六条の規定による検査の申請は、運輸省令で
定めるところにより、新法第十五条の規定によ
る確認の申請とみなす。

第七条 旧法又は旧法に基づく命令によりした処
分、手続その他の行為で、新法中相当する規定
があるものは、附則第二条から前条までに規定
するものを除き、運輸省令で定めるところによ
り、新法によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第
五条の規定によりなお従前の例によることとさ
れる場合におけるこの法律の施行後にした行為
に対する罰則の適用については、なお従前の例
による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるものの
ほか、この法律の施行に関し必要となる経過措
置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で
定める。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十
六号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の三十四第三項第二十三号中「第

二条第四項」を「第一条第六項」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第十一条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百
十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第九号の二中「免許」を「許可」に改め
る。

(道路交通事業抵当法の一部改正)

第十二条 道路交通事業抵当法(昭和二十七年法
律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「事業区域若しくは一般
自動車ターミナル」を「若しくは事業区域」に改
め、「許可の失効」の下に「(自動車ターミナル事
業にあつては、事業単位に属する一般自動車
ターミナルの全部についての許可の失効)」を加
える。

第十八条第一項中「第五条第二項各号」を「第
五条各号」に改める。

(地価税法の一部改正)

第十三条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の
一部を次のように改正する。

別表第一第十一号ハ中「第二条第三項」を「第
二条第五項」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十四条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百
五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十号の三を次のように改め
る。

四十の三 自動車ターミナル事業に関し、許
可し、認可し、又は必要な命令をするこ
と。

第六条第一項中第十一号の七を削り、第十一
号の八を第十一号の七とする。

平成八年五月二十二日印刷

平成八年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局